

日本国環境省とタイ王国天然資源環境省との間の環境分野での協力覚書 (仮訳)

日本国環境省とタイ王国天然資源環境省(以下「両者」という。)は、

2018年5月17日署名の日本国環境省とタイ王国天然資源環境省間の協力覚書(2023年5月17日に終了)の下での互恵的協力関係を認識し、両者間の既存の友好関係を強化すること及び環境分野での更なる協力を進めることを希望し、持続可能な開発に向けた協力を推進することについての共通の関心を考慮し、パリ協定、昆明・モントリオール生物多様性枠組及び持続可能な開発目標(SDGs)の円滑な実施・達成に向けた行動の重要性を再確認し、現在及び将来世代のための環境の保全及び改善の重要性に留意し、効果的な環境保全には、地球規模の協力と調整及び努力が必要であること、及び環境保全活動は、それぞれの国における法令や規制に従い、地域、国、地方レベルで実施されるべきであることを認識し、

以下の認識に達した。

第1項 目的

本協力覚書(以下「協力覚書」という。)の目的は、環境分野における相互協力を強化、促進、発展することである。本協力覚書は条約ではなく、国際法に基づくいかなる権利と義務を付与するものではない。

第2項 協力分野

環境保全・改善に関連し、相互確認を得た次の分野から協力活動は決定される。

1. 気候変動の緩和及び適応
2. 廃棄物管理(例:プラスチック廃棄物、電気及び電子機器からの廃棄物(WEEE))
3. 環境と汚染管理技術
4. 天然資源と環境の政策立案
5. 両者に関係する天然資源を含む生物多様性保全と持続可能な利用
6. 汚染防止と環境管理((例)大気汚染、水質汚濁、緊急対応、騒音と振動)
7. 地下水管理
8. 湿地保全、再生および管理
9. 海洋および沿岸管理
10. 環境法令、規則および対策

11. 両者の合意に基づく環境の保護及び改善に関する上記以外の分野

第3項 協力の形態

1. 両者が利用可能な資源の範囲内で、両者は、以下を含む適切な形態により協力を促進する。
 - a. 対話及びパートナーシップの促進
 - b. 情報、知見、ベストプラクティス、成功への鍵及び専門知識の共有
 - c. 両者による合同の研究活動及び共同事業((例)汚染管理)の促進
 - d. シンポジウム、セミナー、会議、ワークショップ、研修及び視察の調整
 - e. 技術移転及び能力開発の強化
 - f. 両者の決定によるその他の協力の形態
2. 本協力覚書に基づく全ての協力の形態は、両者の遺伝資源を使用せず、利用しない、また、両者の遺伝資源の情報を含まない。

第4項 フォーカル・ポイント

両者は、協力覚書に基づく活動の効果的な運営を保証するために、本協力覚書の実施に関する全ての事項について、以下の実施機関をフォーカル・ポイントとして指名する。

- a. 日本国環境省のフォーカル・ポイントは、地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室とする。
- b. タイ王国天然資源環境省のフォーカル・ポイントは、外務部とする。

第5項 実施の調整

本協力覚書の実施にあたり、プログラムやプロジェクトの詳細な仕様や、必要に応じて財政面、その他の適切な事項を網羅する技術的な調整を含めることができる。

第6項 知的財産権

本協力覚書に基づく活動の運営により生じたいかなる知的財産については、互いの国における法令及び規制に従い行使され、必要に応じて、別途更に詳細が記述される。

第7項 機密性

1. いずれの側も、本協力覚書に基づく活動の実施期間及び本協力覚書に基づいてなされたその他の取り決めにおいて、相手方から受け取った文書又は相手方に提出した文書、情報その他データの機密性及び秘匿性を遵守する。

2. 本項の規定は、両国において有効である法令の規定を侵害するものではない。
3. いずれの側も、本協力覚書の下で相手方から受け取った機密事項を、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、公開しない。

第8項 紛争の解決

本協力覚書の項目の解釈または実施から生じる両者の紛争はすべて、両者間の協議または交渉を通じて友好的に解決されるものとする。また和解のために第三者は介入しない。

第9項 責務

両者は、本協力覚書に基づく活動及びプログラムに携わるいかなる人員も、国内の政治活動または商業的企業、その他の本協力覚書の目的外の活動に介入しないことを保証する。

第10項 変更

本協力覚書は、書面による両者の同意により、いつでも見直しまたは変更できるものとする。変更は両者が決めた日からとし、本協力覚書の不可欠な部分を形成する。

第11項 期間、及び終了

1. 本協力覚書に基づく協力は、両者署名の日から発効し、5年間継続する。
2. 本協力覚書は、一方が終了日の少なくとも6カ月前までに書面により通告しない限りは、連続5年間自動的に延長される。
3. 本協力覚書は、両者書面による相互同意により修正することができる。
4. 両者が別段の決定をしない限り、本協力覚書に基づく協力の終了は、その時点で継続中の全てのプロジェクトや活動の期間について、これらのプロジェクトや活動の終了まで影響を及ぼさない。

2024年7月9日、タイ王国バンコクで、英語による本協力覚書2通に署名した。

日本国環境省
国定 勇人
環境大臣政務官

タイ王国天然資源環境省
ラチャータ・ピシトバナコーン
副大臣